

地域拠点病院、自治体と協定義務 感染症の病床確保

2022/6/17 日本経済新聞

政府は17日、次の感染症危機に備えるための対応強化策を正式に決めた。司令塔として内閣感染症危機管理庁を設置するとともに、感染拡大時に病床を確保するための協定を都道府県と医療機関が結ぶ。地域医療の拠点となる病院は協定締結を義務化する。新型コロナウイルスが再び広がる可能性も指摘されており、対策の早急な実行が必要だ。

岸田文雄首相は同日に開いた新型コロナ感染症対策本部で「速やかに具体化の取り組みを進めてもらいたい」と関係閣僚に指示した。首相の総裁選出馬時の公約だった危機管理庁の創設が対策の柱となる。病床の確保といった司令塔の指示に実効性を持たせるため都道府県の権限を強める。

具体的には、都道府県が医療機関との間で協定を結び、病床や外来医療を感染者の急増時などに提供できるようにする。協定の仕組みは法律で定め、地域医療の拠点となる特定機能病院や公立・公的病院には協定締結の義務を課す。感染症法などの改正を想定する。

有事に医療機関が協定に従うようにするための仕組みも設ける。協定の履行状況を公表す

るほか、特定機能病院については承認の取り消しも視野に入れる。感染症の流行に伴う減収を補償する仕組みも設けることでアメとムチの両面から協定の履行を促していく。

一連のコロナ対応では平時からの備えが不十分だったとの指摘が多い。政府は協定で病床を確保するだけでなく、医療人材の派遣や患者搬送の広域調整に国が関わる仕組みもつくる。自宅や宿泊施設で療養する人の健康観察や医療についても都道府県と医療機関が協定を結べるようにする。医療関係団体に法的な協力要請ができる仕組みも創設する。

感染症対応強化策の主な内容	
司令塔機能	内閣感染症危機管理庁を創設。厚労省内に感染症対策部を新設
	日本版CDCを創設
	厚労省の生活衛生部門の一部を他省に移管、医薬品行政に集中
保健・医療提供	都道府県と病院の病床確保の協定を法定化。公立・公的、特定機能病院は締結義務化
	自宅・宿泊療養者の健康観察について都道府県と自治体が協定

協定締結を義務化する病院は地域医療の最後のとりでとなる大病院が主体だ。感染症への対応では、初期的な医療対応や患者の前さばきを担う地域のかかりつけ医の役割と機能をどう高めていくかが重要になる。今回決まった対策では記述が乏しく、どのように具体化されるかを注視する必要がある。

厚生労働省の担当局が医薬品行政に集中するために一部の業務を他省に移管する方針も盛り込まれた。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されていない感染状況でも、政府が都道府県に必要な指示ができるように制度を見直す方針も明記された。